

## 平成29年度 滋賀県共同募金会実施事業

### 赤い羽根共同募金「つかいみちを選べる募金」実施要綱

#### 1. 「つかいみちを選べる募金」について

この事業「つかいみちを選べる募金」は、本事業にエントリーし、認定を受けた福祉団体（エントリー認定団体）が抱える新たな課題や緊急を要する課題の解決のための活動に必要な資金について共同募金として寄付を募り、課題解決に取り組む事業となります。

寄付者は、共同募金を通じて、それぞれのエントリー認定団体の活動を選んで、寄付をすることができ、従来の共同募金より一層、共感や参加性が高まります。

エントリー認定団体は、共同募金というしくみを活用して、解決したい課題を広く県民の多くの方に訴え、課題の解決に取り組むことができます。

#### 2. 募金と助成のしくみ

##### (1) 募金活動について

###### ①募金活動期間

実際に募金活動を実施していただく期間は、次の期間となります。

・平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

###### ②募金の取扱いについて

寄付金は「共同募金」として取扱い、全額を滋賀県共同募金会（以下本会）へ送金いただくこととします。

##### (2) 助成について

エントリー認定団体に対し、その団体への寄付金から成る①基本助成金と、その寄付金額に応じて、共同募金より加算する②マッチングギフト（加算助成金）を助成します。

###### ①基本助成金

エントリー認定団体に対する寄付金の全額とします。

###### ②マッチングギフト（加算助成金）

エントリー認定団体に対する寄付金額と同額を共同募金からの加算助成金として支援します。

エントリー認定団体に対する 寄付金額	共同募金からの マッチングギフト（加算助成）
0円～10万円未満	無し
10万円～	寄せられた額と同額 （上限を20万円とする。）

※必要額（目標額）を超えた助成金額となった場合は、事業の計画等について、再度本会と協議を行なったうえで、その団体へ助成することとします。

### ③助成対象経費について

原則として活動の実施、目標達成に必要な経費とし、主に次に掲げる経費とします。

- ・講師謝金
- ・旅費交通費
- ・印刷製本費
- ・通信費
- ・賃借料
- ・消耗品費
- ・備品購入費（団体の運営に必要となる備品は除く）
- ・その他本会会長が必要と認める経費

### ④助成対象となる活動の実施期間

- ・平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。  
（活動事業の終了後、1ヵ月以内に報告書を提出していただきます。）

## 3. 助成対象とする主な活動分野

本事業による助成対象としては、福祉に係る社会課題とし、公的な制度では解決できない様々な課題の解決に取り組む活動とします。

- (1) 社会的孤立（ニート・引きこもりなど）に対する支援活動
- (2) 虐待防止、虐待を受けている人への保護活動
- (3) 障害者の地域移行を支援する活動
- (4) 子どもの貧困対策となる活動
- (5) 自殺予防活動
- (6) 難病者への支援活動
- (7) 犯罪被害者家族などへの支援活動
- (8) 地域に暮らす外国人に対する支援活動
- (9) 子育てに悩む家庭への支援活動
- (10) 生活課題を抱える高齢者等への支援活動
- (11) その他、福祉に係る社会活動の解決に取り組む活動など

## 4. 事務経費

寄付金の入金管理や資材作成支援、広報宣伝費など、一般の共同募金運動と同様に、寄付金額の一部を事務手数料としてエントリー認定団体にご負担いただくこととなります。

事務手数料は、助成金の送金の際に控除させていただきます。

## 5. 申請について

- (1) 別添「エントリー申請書」により滋賀県共同募金会に申請することとします。

申請時にはヒアリングを行いますので、下記よりヒアリング日程の申込みをしてください。

申し込み先 滋賀県共同募金会 TEL 077-522-4303

- (2) 受付期間

平成29年9月1日（金）～平成29年10月13日（金）

## 6. エントリーの認定について

団体からのエントリー申請については、本会の配分委員会等の審議を経て決定され、エントリー認定団体として決定者に対し通知書を交付します。

決定時期 平成29年10月下旬

7. 事業の報告について

本事業の助成を受けた者は、事業の実施に際して、共同募金の助成事業であることを広く周知するとともに、ホームページや団体の発行する機関誌等を通じて寄付者に対するつかいみちの報告を行なうこととします。

8. その他の留意事項

本事業の実施に際して、問題点や課題が生じた場合は、その都度、本会と各認定団体と協議を行ない事業を進めることとします。

この取扱要領は、平成29年度共同募金に限ることとします。

9. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044

大津市京町4丁目3-28（滋賀県厚生会館内）

TEL 077-522-4304

FAX 077-522-4375

E-mail info@shiga-akaihane.org

ホームページ : <http://www.shiga-akaihane.org>